

2 建企第316号
令和2年10月15日

局内各課室長 殿
局内各地方機関の長 殿
都市整備局各課室長 殿
建築局関係課長 殿

建設局長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者を補佐する者の建設局・都市整備局・建築局発注工事に
おける取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、
「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術
者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令
等の施行について（通知）」（令和2年9月30日国土交通省国不建第174
号）により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項として「公共工事の発
注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断
することも必要である。」とされている。

については、建設局・都市整備局・建築局発注工事における特例監理技術者の
取扱いについて、当面の間、下記のとおりとします。

なお、本通知は関係業団体にも送付しますので、ご承知おきください。

記

1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。
 - (1) 兼務する工事の数は2件までとし、2件の請負代金の総額は原則4億円未満*とする。
(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。)
 - (2) 当該工事が愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。

- (3) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、同一建設事務所管内にあること。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。
- (4) 現場の安全管理体制については、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日厚生省基発第267号の2）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者であること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 令和2年10月23日以降に公告・指名通知を行う工事については、特記仕様書（建築局発注工事の場合は現場説明書）に、別紙－1のとおり追加すること。
- 入札契約手続き中の工事、稼働中の工事については、特例監理技術者の配置について請負業者から申し出があった場合には、別紙－1により協議の上、変更契約を行うものとする。
3. 土木工事標準仕様書1-1-51「現場代理人及び監理技術者等」、公共住宅建設工事特記仕様書及び公共建築工事特記仕様書「現場代理人等」における監理技術者兼務届等の様式については、別紙－2及び別紙－3とする。
4. その他
- なお、本取扱いについては、監理技術者の兼務状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

担 当 建設企画課土木技術グループ
電 話 052-954-6507（ダイヤルイン）
内 線 2875
担 当 建設企画課建築技術・工事検査グループ
電 話 052-954-6615（ダイヤルイン）
内 線 2890

特記仕様書〔建築局発注工事の場合は現場説明書〕（記載例）

本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、特記仕様書等に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

（１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補^{※１} 又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとし、２件の請負代金額の総額は原則４億円未満※とする。（※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではない。）

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）

（５）特例監理技術者が兼務できる工事は、同一建設事務所管内の工事で行わなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が１０km程度以内である場合は、この限りではない。

（６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（９）特例監理技術者が兼務できる工事は愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領第３条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。

２．本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、仕様書等に規定する兼務届に加えて、（６）～（８）について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

３．本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

※１）一級施工管理技士補は令和３年４月１日施行のため、当面記載は要しない。

監理技術者兼務届

年 月 日

愛知県知事殿

[愛知県 所長]

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

下記のとおり、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者について兼務します。

記

監理技術者の氏名		
施工中の工事	発注機関名	
	工事名	
	路線等の名称	
	工事場所	
	当初請負代金額	
	監理技術者補佐の氏名	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
新たに契約した工事	発注機関名	
	工事名	
	路線等の名称	
	工事場所	
	当初請負代金額	
	監理技術者補佐の氏名	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
(添付書類)		
<ul style="list-style-type: none"> ・各工事の施工場所を記入した地図（縮尺 1/100,000 以上、各工事が同一建設事務所管内でない場合は工事現場間の距離を記したもの） ・各工事の CORINS の写し等 ・監理技術者の職務を適正に遂行できることが確認できる書類 ・監理技術者補佐が担う業務等を記載した書類 		

注1 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略する。

2 現に施工中の工事について新たに監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐の経歴書を添付すること。その場合の経歴書の取扱いについては、現場代理人等通知書の例による。

3 監理技術者の職務を適正に遂行できることが確認できる書類は、監理技術者の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち会い等及び監理技術者と監理技術者補佐との間の連絡体制について示したものであること。(様式は任意)

現場代理人等通知書

年 月 日

愛知県知事殿

[愛知県 所長]

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

〔 名称及び
代表者氏名 〕

下記のとおり、現場代理人等を定めました。

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
- 4 請負代金額 金 円
- 5 現場代理人
氏名
- 6 現場責任者
氏名
- 7 主任技術者
氏名
- 8 監理技術者
氏名
- 9 監理技術者補佐
氏名
- 10 専門技術者
氏名
工種
- 11 営業所の専任技術者
住所
氏名
(添付書類)
経歴書

- 注1 経歴書は、既に提出されている場合は省略することができる。この場合、既提出の有無は、年度及び事務所単位によること。なお、営業所の専任技術者については提出を要しない。
- 2 経歴書には、現場代理人、現場責任者にあつては直接的雇用関係が確認できる書面、その他の技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書面及び各技術者として必要な資格を証する書面（監理技術者資格者証等）の写しを含める。
- 3 営業所の専任技術者は、契約を締結する営業所に設置している建設業法第7条第2号若しくは同法第15条第2号に規定するすべての者の住所及び氏名を記入すること。